

さあ 自宅で e-Tax!

作成コーナー



確定申告書等作成コーナー から

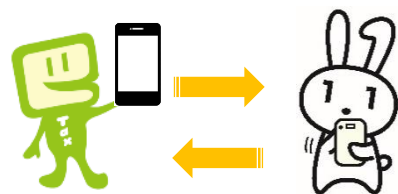
自動計算

画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪



自動入力

マイナポータル連携でデータをまとめて入力♪



自宅から

確定申告はご自宅で！スマホで申告できます♪



「自宅からのe-Tax」 5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

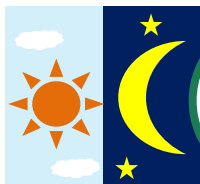
添付書類



不要※

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間

24時間※
いつでも※メンテナンス時間
を除きます

還付金

早期
還付

3週間程度で還付！

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック

こちらからアクセス！



医療費控除



マイナンバーカード方式



確定申告 動画



スマホ申告



国税庁 法人番号7000012050002

裏面もご確認ください

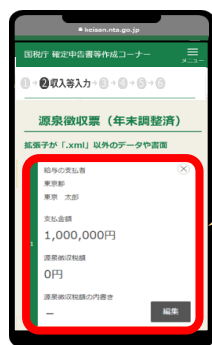
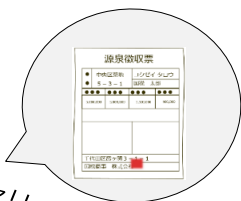
確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら♪

スマホで申告！

カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！



パシヤリ



源泉徴収票の
記載内容を
自動入力！

パソコンで申告！

スマホがICカードリーダーの代わりに！

用意するものは次の2つ

ICカードリーダー不要！



マイナンバーカード



マイナンバーカード読み取り対応
のスマートフォン



マイナポータルアプリを
インストールするだけ！



令和4年分（令和5年1月以降）からさらに便利に！

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に！※

①e-Tax登録情報の確認
(読取1回目)



②電子署名の付与
(読取2回目)



③e-Taxへのログイン
(読取3回目)



①e-Taxへのログインのみ！



※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です。

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！

パソコンの画面もリニューアル！



スマホ画面



パソコン画面

マイナポータル連携で 確定申告書に自動入力！

証明書等のデータを一括取得し、自動入力できます。
一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

令和5年1月以降の

マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

医療費・・・

1年間分の情報
が取得可能に！

NEW



ふるさと納税

公的年金等の
源泉徴収票

NEW

国民年金保険料

NEW

生命保険

地震保険

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

今後も順次拡大予定！

給与所得の源泉徴収票

iDeCo

小規模企業共済等掛金

など

！ マイナポータル連携の詳細については、国税庁HPの
「[マイナポータル連携特設ページ](#)」でご確認ください。



！ ご利用いただくためには、**事前設定が必要**です。
事前設定については、**裏面**をご参照ください。

！ 証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応して
いる必要があります。**発行主体の一覧**はこちら。
(発行主体の一覧は随時更新してまいります。)



～マイナポータル連携の事前設定等～

マイナンバーカードの取得

マイナポータル連携のご利用には、
マイナンバーカードが必要です。



マイナンバーカードの
交付申請はこちら

マイナンバーカードはメリットがいっぱい!!



1

コンビニで
各種証明書が
取得可能

2

本人確認
書類として
使用可能

3

健康保険証と
一体化

4

新型コロナワクチン
接種証明書が
取得可能

5

運転免許証と
一体化予定
(令和6年度末)



マイナポイント
事業の詳細は
こちら

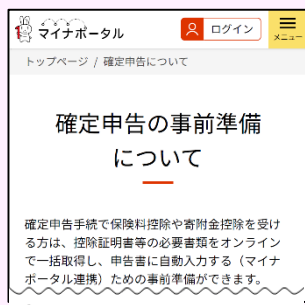
事前設定の専用ページ（マイナポータル）にアクセス

事前設定は、取得したい証明書等の種類を選択していただき、

画面の案内に沿って進めるだけで事前設定が完了する

専用ページを開設していますので、ぜひご利用ください。

スマートフォン画面



パソコン画面



マイナポータル連携 事前準備



マイナポータル
連携の事前設定
ページはこちら

！ 事前設定には、以下のものがが必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
(又はICカードリーダー)



！ 事前設定から、実際に証明書等のデータをマイナポータル連携により取得できるようになるまでに、数日を要することがありますので、前もっての設定をお願いいたします。

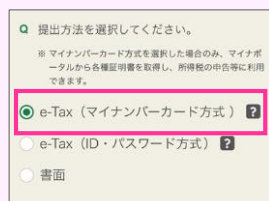
確定申告書等の作成

作成コーナー



確定申告書等作成コーナー
はこちら

スマートフォン画面



パソコン画面



今年こそ

年末調整を 電子化



しましょう！

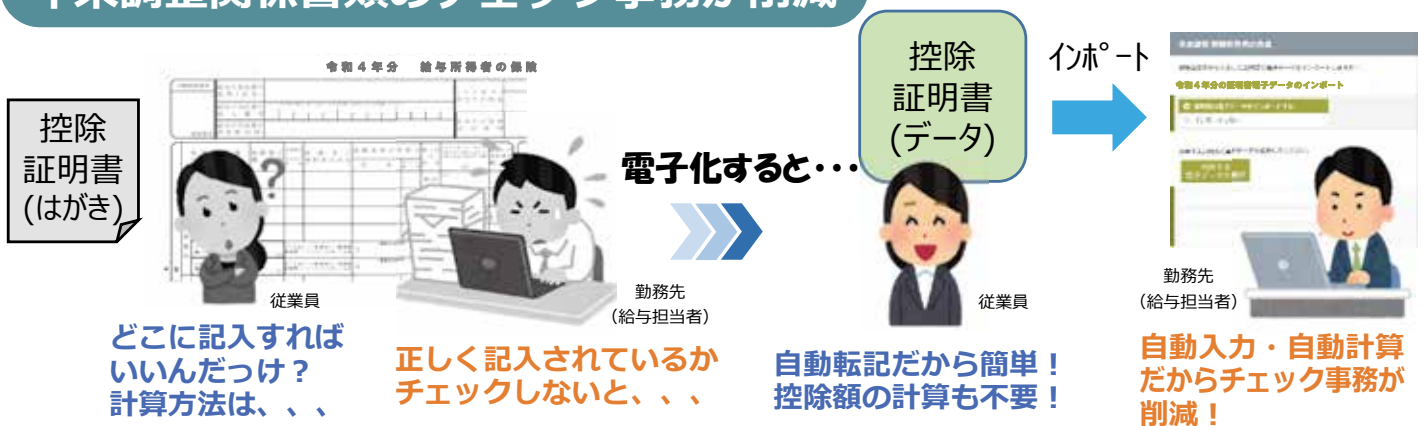
年末調整の電子化とは、

①控除証明書等の電子データを利用し、②控除申告書を電子的に作成・提出することをいいます。

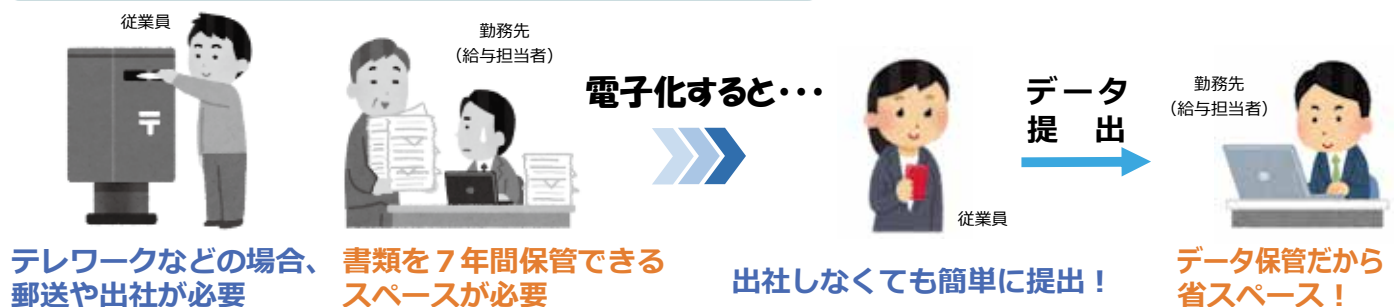
※ 年末調整を電子化するには、電子化に対応した市販ソフトウェアまたは国税庁が提供する年末調整申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）が必要です。

電子化のメリット

年末調整関係書類のチェック事務が削減



年末調整手続がペーパーレス化



控除証明書の電子化の状況

生命保険会社が発行する控除証明書の **約85%**
損害保険会社が発行する控除証明書の **約90%**

が電子化に対応！！

控除証明書を電子で発行する保険会社等は、今後更に拡大する予定です！



注1) 令和3年10月現在
注2) 生命保険会社においては「契約件数」を、損害保険会社においては「払込保険料」を基に電子化の割合を計算

キャッシュレスで国税の納付ができます！

◎キャッシュレス納付

- ・ 国税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、②自宅や事務所などから納付手続きが可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。
- ・ 国税庁では次のとおり便利な納付の手続きをご用意しておりますので、この機会に是非「キャッシュレス納付」のご利用をお願いします。

◎キャッシュレス納付手段

① ダイレクト納付



【こんな方におススメ】

e-Taxで申告されている方、源泉所得税など
頻繁に納付手続きをされている方

【納付方法】

パソコンやスマホから簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付

【事前手続】

e-Taxの開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出

② 振替納税



【こんな方におススメ】

申告所得税や個人事業者の消費税の確定
申告書を毎年提出する必要のある方

【納付方法】

預貯金口座から自動的に引落とし

【事前手続】

振替依頼書の提出

※令和3年1月からe-Taxによる提出が可能になりました。

③ インターネットバンキング

【納付方法】

インターネットバンキング等による納付

【事前手続】

e-Taxの開始届出書の提出、インターネットバンキングの契約の締結

④ クレジットカード納付

【納付方法】

「国税クレジットカードお支払サイト」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付手続

※ 納税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません。）。

